

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和7年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

令和7年6月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和7年9月11日（木）及び12日（金）

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校